

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所育児休業等に関する規程

平成17年4月1日
17規程第24号

改正 平成24年4月1日24規程第3-2号
改正 平成27年4月1日27規程第18号
改正 令和4年5月18日4規程第11号
改正 令和4年10月1日4規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則（平成17年17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第31条に規定する職員の育児休業（出生時育児休業を含む。）及び部分休業に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の承認)

第2条 3歳に満たない子を養育する職員（別に定める職員を除く。）は、理事長の承認を受けて、当該子が3歳に達する日まで、次に掲げる期間に応じた回数に限り育児休業をすることができる。ただし、当初より当該期間をまたいで育児休業をする場合は、この限りではない。

期間	1歳まで	1歳6か月まで	2歳まで	3歳まで
回数	2回	1回	1回	1回

- 前項の規定にかかわらず、1歳以降の育児休業に関しては、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間内に職員が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）を2回取得したことがある職員は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、別に定める特別の事情がある場合を除き、育児休業をすることができない。この場合において有期雇用職員が雇用契約の更新に伴い行う請求は1回に数えない。
- 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、理事長に対し、その承認を請求するものとする。なお、分割で取得する場合においては、それぞれの取得の際に承認を請求するものとする。
- 理事長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。
- その他、育児休業に必要な規程については育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和3

年法律第 58 号) の関連規程を準用する。

(育児休業の期間の変更)

第 3 条 職員は、出産が早まった場合や別に定める特別の事情がある場合、理事長に対し、当該育児休業の開始日の繰り上げを請求することができる。

2 職員は、理事長に対し、第 2 条第 1 項に掲げる期間毎に 1 回に限り育児休業の期間の延長を請求することができる。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

(育児休業の効果)

第 4 条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間についての給与に関しては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程（平成 17 年 17 規程第 5 号。以下「職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(育児休業の承認の失効等)

第 5 条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が職員就業規則第 24 条第 8 号に規定する休暇（以下「産前休暇」という。）を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 理事長は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他別に定める事由に該当するときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第 6 条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における給与等の取扱いについては、職員給与規程の定めるところによる。

2 育児休業をしたことのある職員の退職手当の取扱いについては、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員退職手当支給規程（平成 17 年 17 規程第 6 号）の定めるところによる。

(不利益取扱いの禁止)

第 7 条 職員は、育児休業その他出産又は育児にかかる措置について取得又はその申し出をしたこと等を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(部分休業)

第 8 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で育児休業をしない者は、別に定める職員を除き、理事長の承認を受けて、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、次のいずれかの部分休業をすることができる。

(1) 短時間勤務

一定の期間について1日の所定労働時間を6時間、若しくは理事長が認める時間数とする。

(2) 育児時間

1日の勤務時間の初め又は終わりに育児を理由とした欠務を認める。

- 2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の取扱いについては職員給与規程の定めるところによる。
- 3 第5条及び前条の規定は、部分休業について準用する。

(出生時育児休業の対象者)

第9条 育児のために休業することを希望する職員であつて、職員就業規則第24条第9号に規定する休暇（以下「産後休暇」という。）をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約職員にあつては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

(出生時育児休業の申出の手続き等)

第10条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の2週間前までに出生時育児休業申出書（様式1）を理事長に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 第9条に基づく休業の申出は、一子につき2回まで分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申出ることとする。
- 3 理事長は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、証明書類の提出を求めることができる。
- 4 理事長は、出生時育児休業申出書が提出されたときは、当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下「出生時育休申出者」という。）に対し、人事異動通知書を交付しなければならない。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に理事長に第3項に規定する証明書の提出を求めることができる。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第11条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までに、出生時育児休業申出撤回届（様式2）を理事長に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 理事長は、出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、人事異動通知書を交付しなければならない。
- 3 第9条に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。
- 4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はなされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第12条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 職員は、出生時育児休業期間変更申出書(様式3)により理事長に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。
- 3 理事長は、出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、人事異動通知書を交付しなければならない。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合
子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日
 - (3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合
子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日
 - (4) 出生時育休申出者について、産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合
産前・産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日
 - (5) 本条第4項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に理事長にその旨を通知しなければならない。

- 5 第4条、第5条、第6条及び第7条の規定は、出生時育児休業について準用する。
- 6 出生時育児休業申出書、出生時育児休業申出撤回届及び出生時育児休業期間変更申出書は、3年間保管するものとする。

(実施規定)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年4月1日17規程第24号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日24規程第3-2号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27規程第18号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月18日4規程第11号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日4規程17号)
この規程は、令和4年10月1日から施行する。

4 1歳までの育児休業		
4-1 休業の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)</p>	
	<p>※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載(2回目を後日申し出ること可能)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)</p>	
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	<p>いる・いない→申出が遅れた理由 []</p>
	(2) 1の子について育児休業をしたことが(休業予定含む)	<p>ない・ある(回) →ある場合 休業期間: 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 []</p>
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	<p>ない・ある(回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)がある場合、再度申出の理由 []</p>
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規程第2条第1項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合(<p>配偶者の休業開始(予定)日 年 月 日</p>
5 1歳を超える育児休業		
5-1 休業の期間	<p style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)</p>	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	<p>いる・いない→申出が遅れた理由 []</p>
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが(休業予定含む)	<p>ない・ある→再度休業の理由 [] 休業期間: 年 月 日から 年 月 日まで</p>
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	<p>ない・ある→再度申出の理由 []</p>
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中ではない場合	<p>配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業(予定)日 [年 月 日から 年 月 日まで]</p>

様式2

出生時育児休業申出撤回届

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏名

私は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所育児休業等に関する規程第11条に基づき、 年 月 日に行った出生時育児休業申出を撤回します。

出生時育児休業期間変更申出書

殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
 氏名

私は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所育児休業等に関する規程第12条に基づき、
年 月 日に行った出生時育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	